

瑞穂市国土強靭化地域計画（案）

概要について

令和 7 年 11 月

- 目 次 -

はじめに.....	1
1．計画の趣旨.....	1
2．計画の性格.....	1
3．計画の期間.....	1
第1章 強靭化の基本的考え方.....	2
1 強靭化の理念.....	2
2 基本目標.....	2
3 強靭化を推進する上での基本的な考え方.....	2
第2章 本市の概況.....	3
第3章 計画策定に際して想定するリスク.....	3
第4章 脆弱性評価.....	3
1 脆弱性評価の基本的考え方.....	3
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	3
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価.....	5
第5章 強靭化の推進方針.....	5
1 推進方針の整理.....	5
2 施策分野ごとの強靭化の推進方針.....	5
(1) 行政機能 ~公助の強化~	6
(2) 地域保全 ~河川、治水対策~	7
(3) 交通・物流 ~交通ネットワークの強化~	7
(4) 住環境 ~災害に強いまちづくり~	8
(5) ライフライン ~生活基盤の維持~	9
(6) 衛生環境 ~災害廃棄物及び有害物質対策~	10
(7) 保健医療・福祉 ~医療救護体制確保及び要配慮者への支援~	11
(8) 教育・文化 ~学校防災及び防災教育の推進~	11
(9) 産業・経済 ~農業関連施設の整備及び企業のBCP策定支援~	12
(10) リスクコミュニケーション ~自助・共助の底上げ~	12
(11) 老朽化対策 ~インフラ施設の耐震化、長寿命化~	13
(12) 官民連携・広域連携 ~民間リソースの活用と他市町村との協力体制の整備~	13
(13) デジタル等新技術活用 ~デジタル等新技術による強靭化施策の高度化~	13
第6章 計画の推進.....	14
1 施策の重点化.....	14
2 計画の見直し.....	14

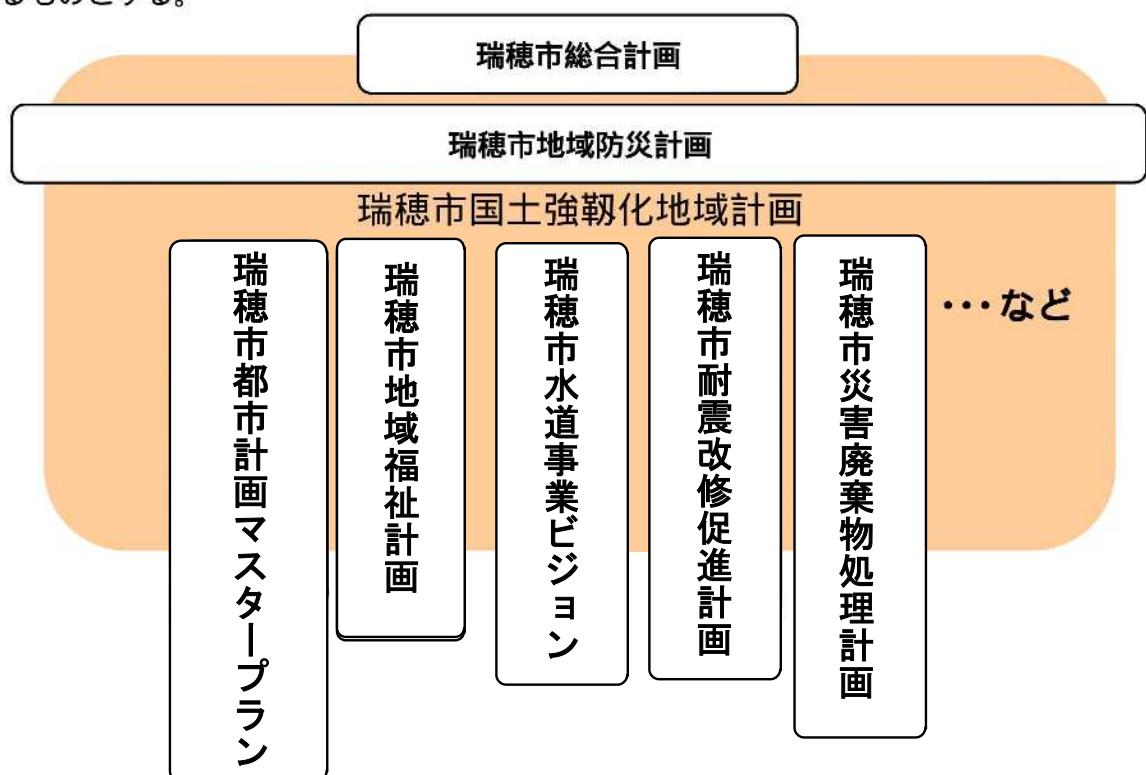
はじめに

1. 計画の趣旨

- 平成 25 年 12 月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が公布、施行された。
- 基本法に基づき、県における「強靭化計画」との整合を図りつつ、どんな災害が発生した場合でも、致命的なダメージを回避し、被害を最小限に受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができるよう、令和 2 年 9 月に瑞穂市国土強靭化地域計画を策定した。
- 社会経済情勢の変化や近年の災害からの知見等をもとに、国の国土強靭化基本計画が令和 5 年 7 月に見直しが行われたことを受けて、県においても。近年における災害経験を踏まえつつ、様々な課題が浮き彫りとなった令和 6 年能登半島地震を受け、令和 7 年 3 月に岐阜県強靭化計画が改定された。
- 本計画は、引き続き瑞穂市における大規模自然災害等のリスク、近年における頻発化・激甚化する自然災害の経験及び国・県の計画見直し等を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避し、地域住民の生命・財産の保護のみならず、地域経済社会活動の安定的な営みに資することのできるよう、瑞穂市の地域特性に応じた施策について、総合的、計画的かつ継続的な推進を図ることを目的するものである。

2. 計画の性格

- 本計画は、強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。
- 強靭化に関する内容については、本計画以外の市の様々な計画等の指針となるべき性格を有するものとする。



3. 計画の期間

- ・本計画が対象とする期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とする。

第1章 強靭化の基本的考え方

1 強靭化の理念

～強く、しなやかで、健やかな幸せを感じるまち 瑞穂 を次世代に引き継ぐために～

- (1) 想定外の常態化ともいえる自然災害に備え、強靭化の取組を強化する
- (2) 自助、共助及び公助により命を守り、命をつなぐ
- (3) 豊かな水と緑があふれるまち、瑞穂を守る

2 基本目標

- ・本計画の策定にあたっては、国土強靭化基本計画及び第3期岐阜県強靭化計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靭化を図ることとする。

- ①市民の生命の保護が最大限図られること
- ②市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④迅速な復旧復興を図ること

3 強靭化を推進する上での基本的な考え方

(1)

本市の特性を踏まえた取組の推進

- ・隣接市町村との連携など広域的な視点の取組
- ・気候変動リスクを踏まえた上で、防災・減災対策の取組
- ・県における震災対策の見直しの結果も念頭に置いた取組
- ・圏域15万人の人口流入といった本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組
- ・安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会の構築を目指した取組

(2)

効率的・効果的な取組の推進

- ・国、県、民間事業者、住民など関係者相互の連携による取組
- ・地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視した取組
- ・災害時における効率的かつ効果的な支援・受援体制の整備・強化の取組
- ・日常の市民生活の安全・安心、産業の活性化、都市間競争に資する対策
- ・ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に配慮
- ・必要となる予算・財源の安定的確保の取組

(3)

防災教育・人材育成と官民連携の取組の推進

- ・幅広い年齢層に対する防災教育や地域における防災訓練の取組
- ・防災人材の育成を男女共同参画や外国人の視点にも配慮
- ・避難所の環境改善や、被災者の心身のケアなどの福祉的視点に立った取組
- ・官民一丸となった連携体制の強化に向けた取組

(4)

デジタル等新技術の活用による強靭化施策の高度化

- ・デジタル等新技術を活用し、防災・減災、国土強靭化の高度化に向けた取組
- ・デジタル技術の平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化
- ・デジタル等新技術を活用したメンテナンスや老朽化対策の効率化・高度化
- ・高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないよう、きめ細かな支援や取組みを一体で推進

第2章 本市の概況

- 地理、気象、人口・世帯数、産業について特性をとりまとめ
(本編を参照願います)

第3章 計画策定に際して想定するリスク

- 風水害、巨大地震に関するリスクをとりまとめ
(本編を参照願います)

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の基本的考え方

- 国・県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討した。



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

- 県の強靭化地域計画を参考としつつ、本市の地域特性を踏まえ、7つの「事前に備えるべき目標」と28の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1	巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生	
	2	集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	

	3	木造住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による甚大な人的被害の発生
	4	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生
	5	暴風雪や豪雪等に伴う災害（孤立、大規模車両滞留など）による多数の死傷者の発生

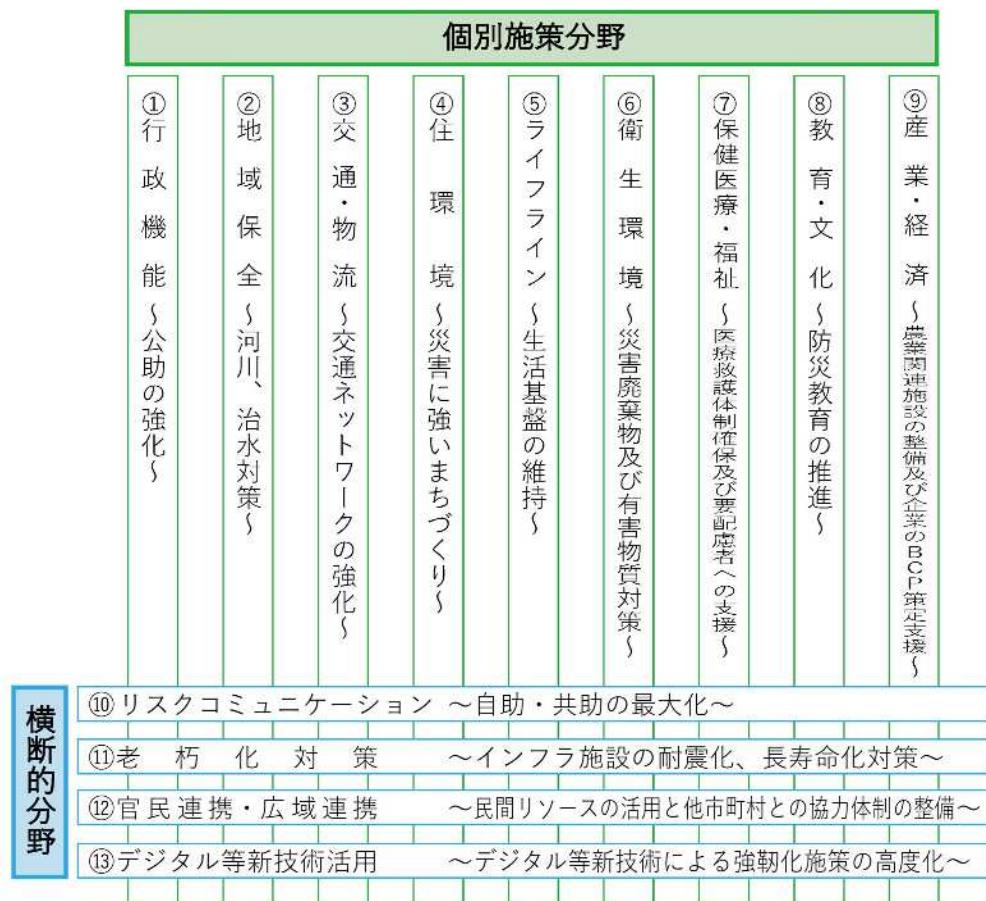
事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		6 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	
		7 道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生	
		8 自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足	
		9 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
		10 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生	
		11 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱	
		12 大規模な自然災害と感染症との同時発生	
3 必要不可欠な行政機能を確保する	13 行政機関の職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下		
4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない		14 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下による競争力の低下	
		15 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	
		16 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響	
		17 異常渇水等による用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
		18 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下	
5 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		19 ライフライン（電気、ガス、上下水道、情報通信等）の長期間・大規模にわたる機能停止	
		20 幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響	
6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する		21 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	
		22 災害対応・復旧復興を支える人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、N P O、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ	
		23 公共施設の損壊や広域的地震沈下等による復旧・復興の大	

			幅な遅れ
	24		貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	25		事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	26		自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
7	孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える	27	孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態
		28	地震後の豪雨災害や地震後の原子力災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

※サプライチェーン：商品が消費者に届くまでの原料調達から製造、物流、販売といった一連の流れを指す。

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

- ・ 28の「起きてはならない最悪の事態」各々の関連施策を洗い出し、取組状況を整理し、成果や課題を分析・評価する。
- ・ その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、改めて以下の施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行う。
- ・ 脆弱性の評価結果は別紙1、2に示す。



第5章 強靱化の推進方針

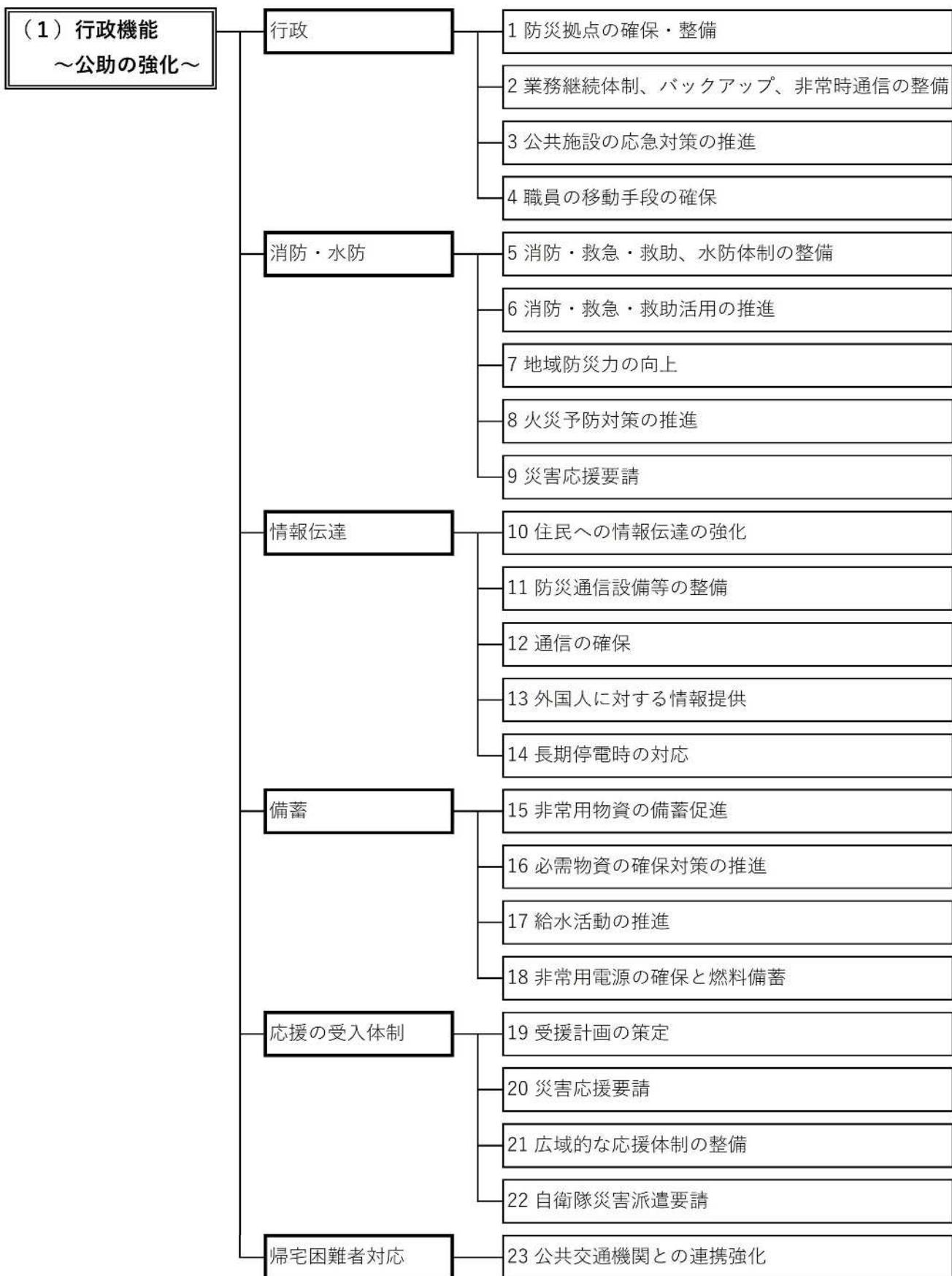
1 推進方針の整理

- 脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うにあたり設定した13の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理した。

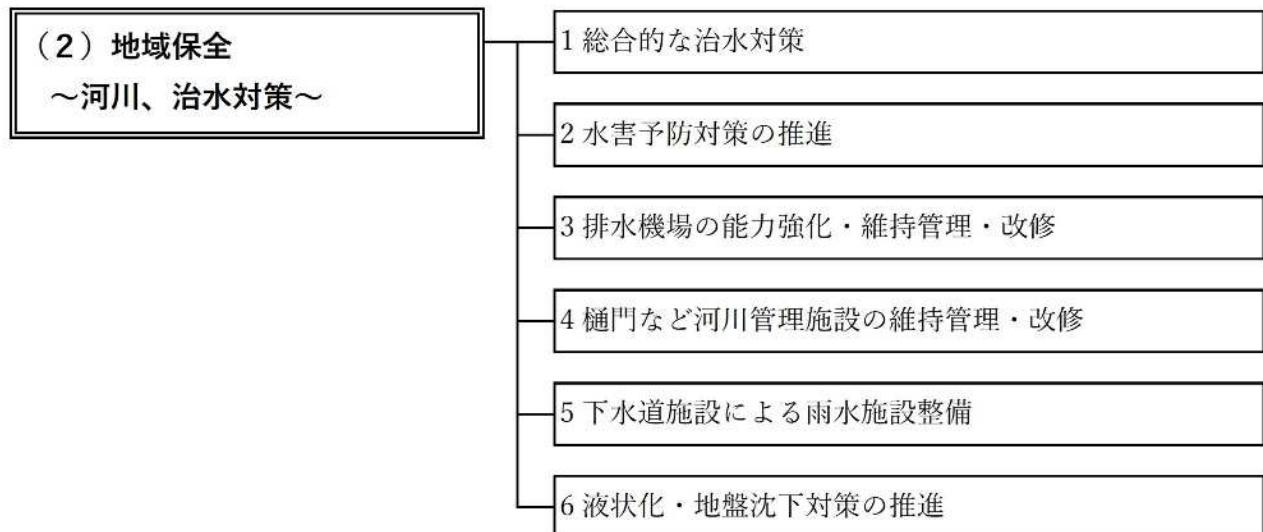
2 施策分野ごとの強靭化の推進方針

- ・推進方針は、7つの事前に備えるべき目標に照らして必要な対応を13の施策分野ごとにとりまとめたものであり、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進においては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。
- ・また、施策の推進にあたっては、国・県の支援を積極的に活用し、中長期的に国土強靭化に資する対策を推進していく。

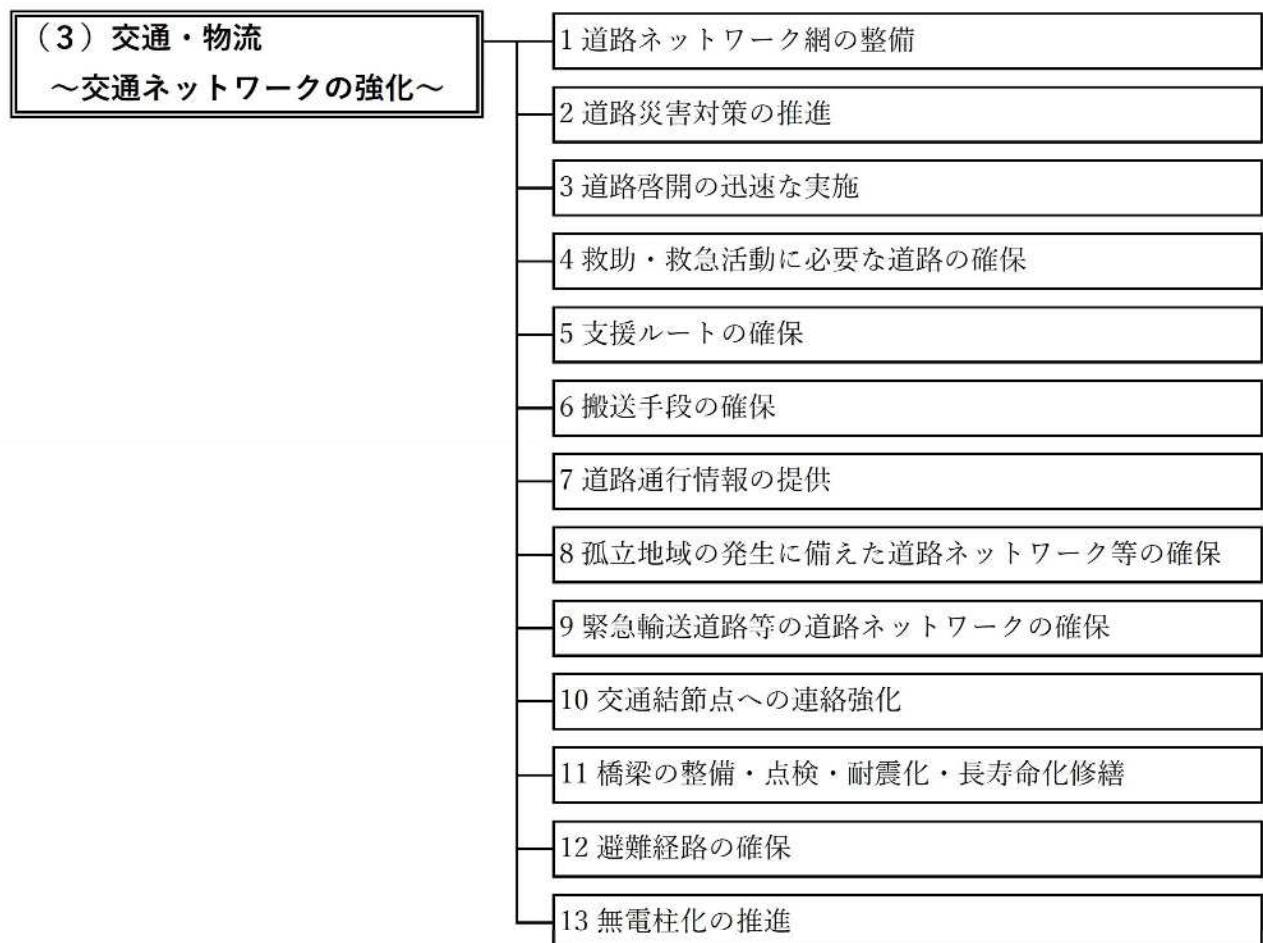
(1) 行政機能 ~公助の強化~



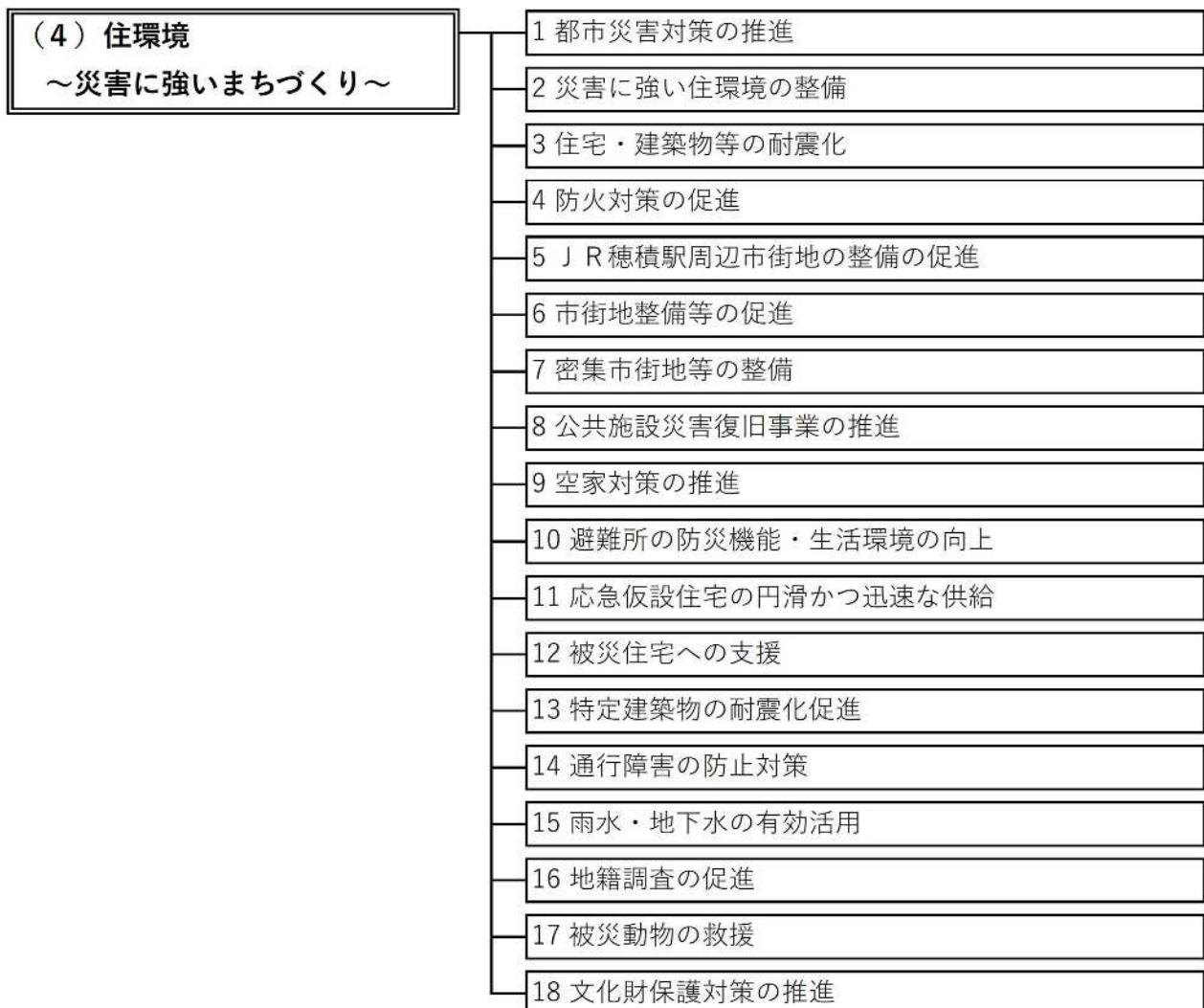
(2) 地域保全 ~河川、治水対策~



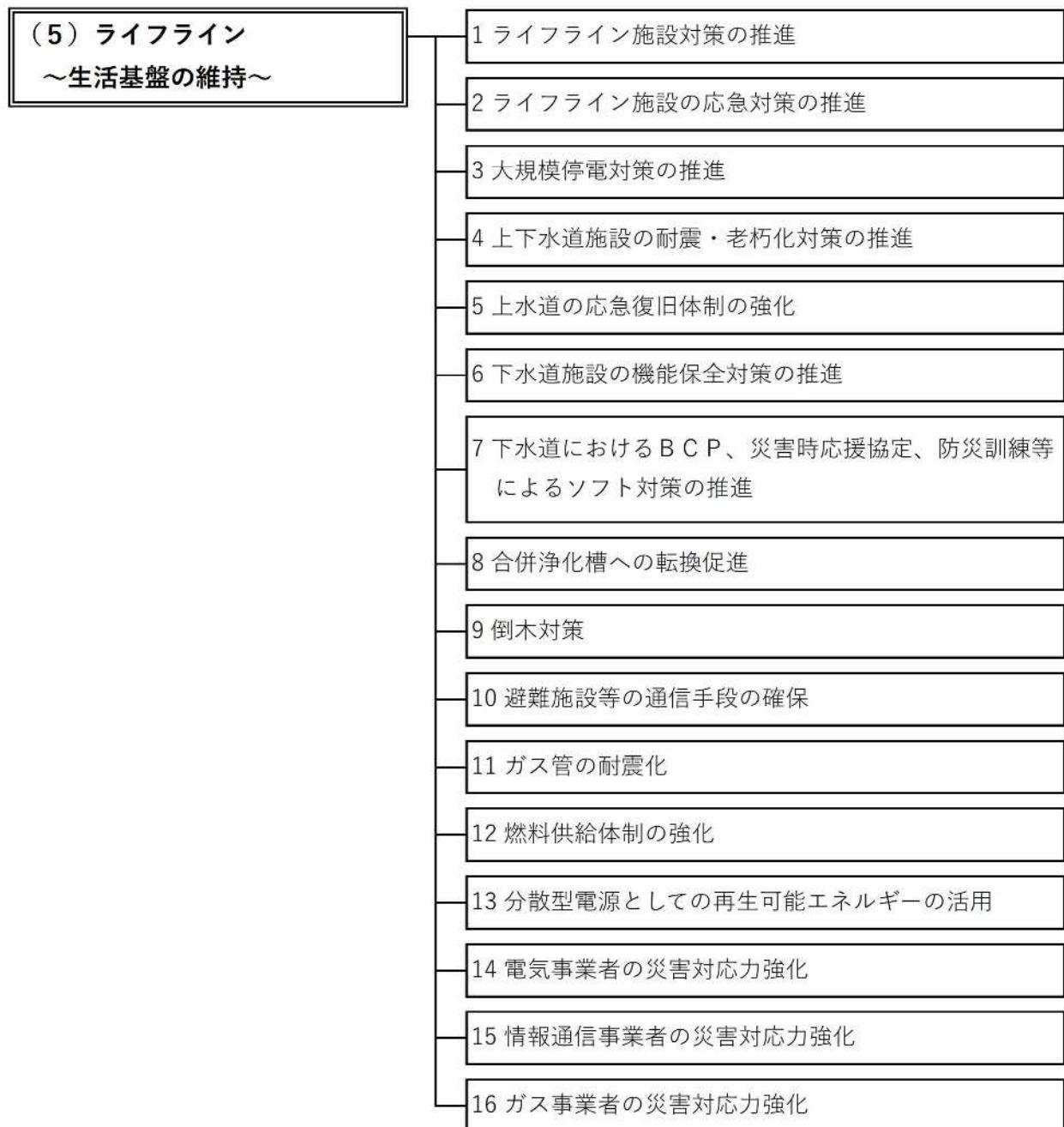
(3) 交通・物流 ~交通ネットワークの強化~



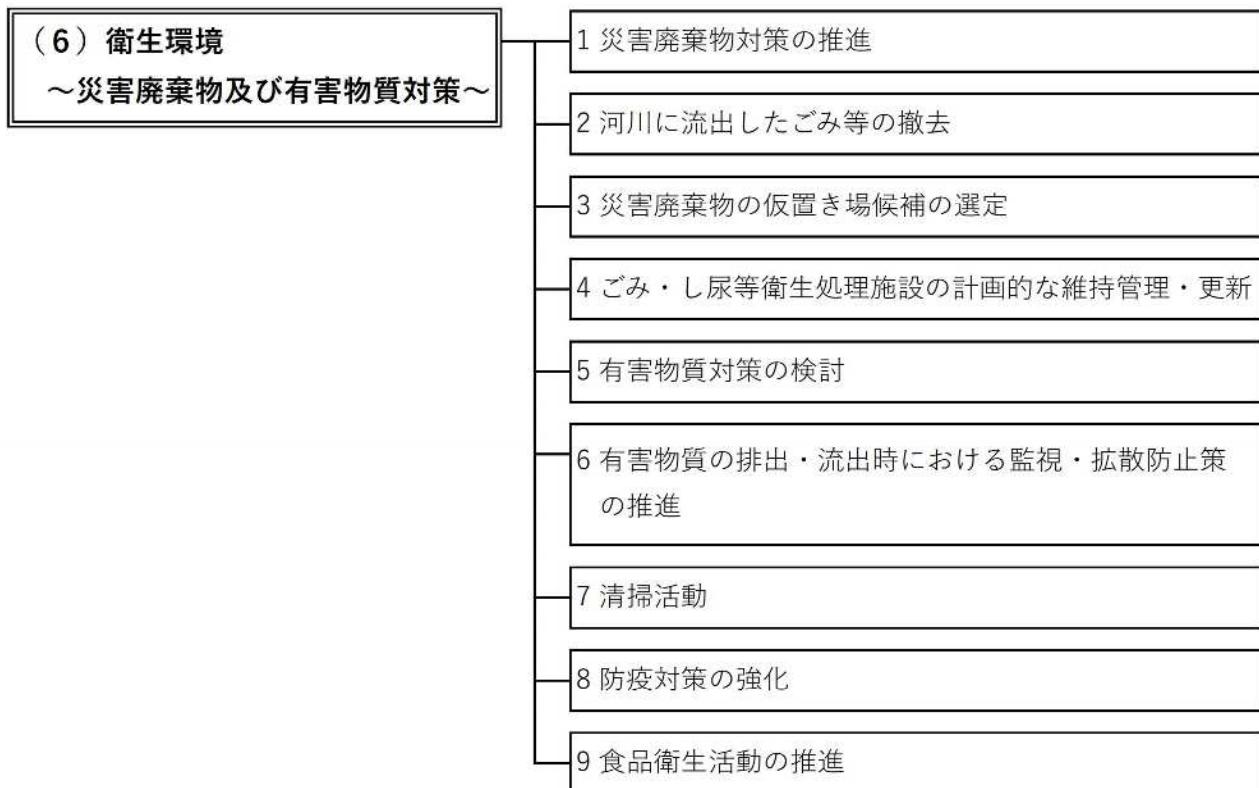
(4) 住環境 ~ 災害に強いまちづくり ~



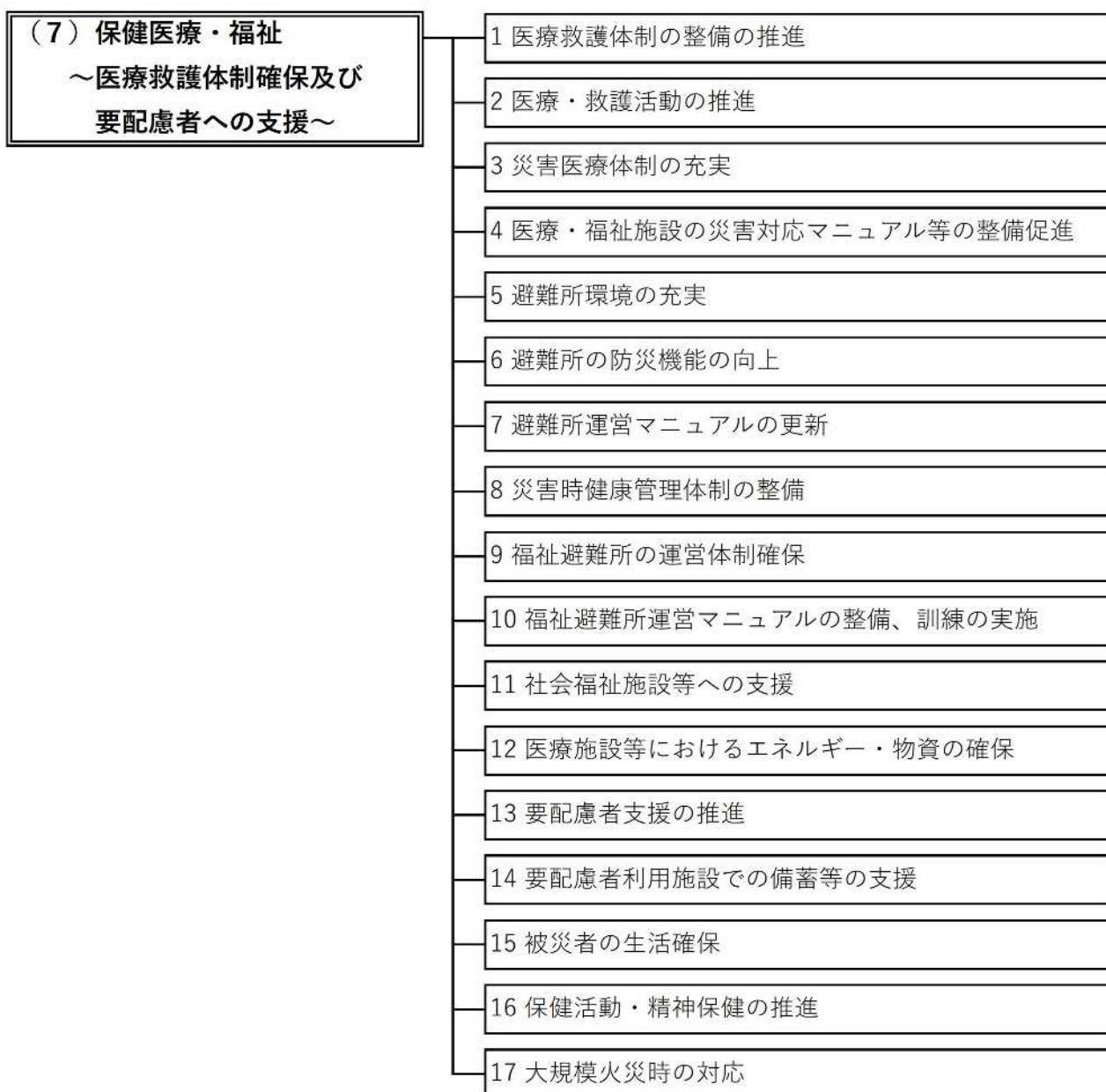
(5) ライフライン ~生活基盤の維持~



(6) 衛生環境 ~ 災害廃棄物及び有害物質対策 ~



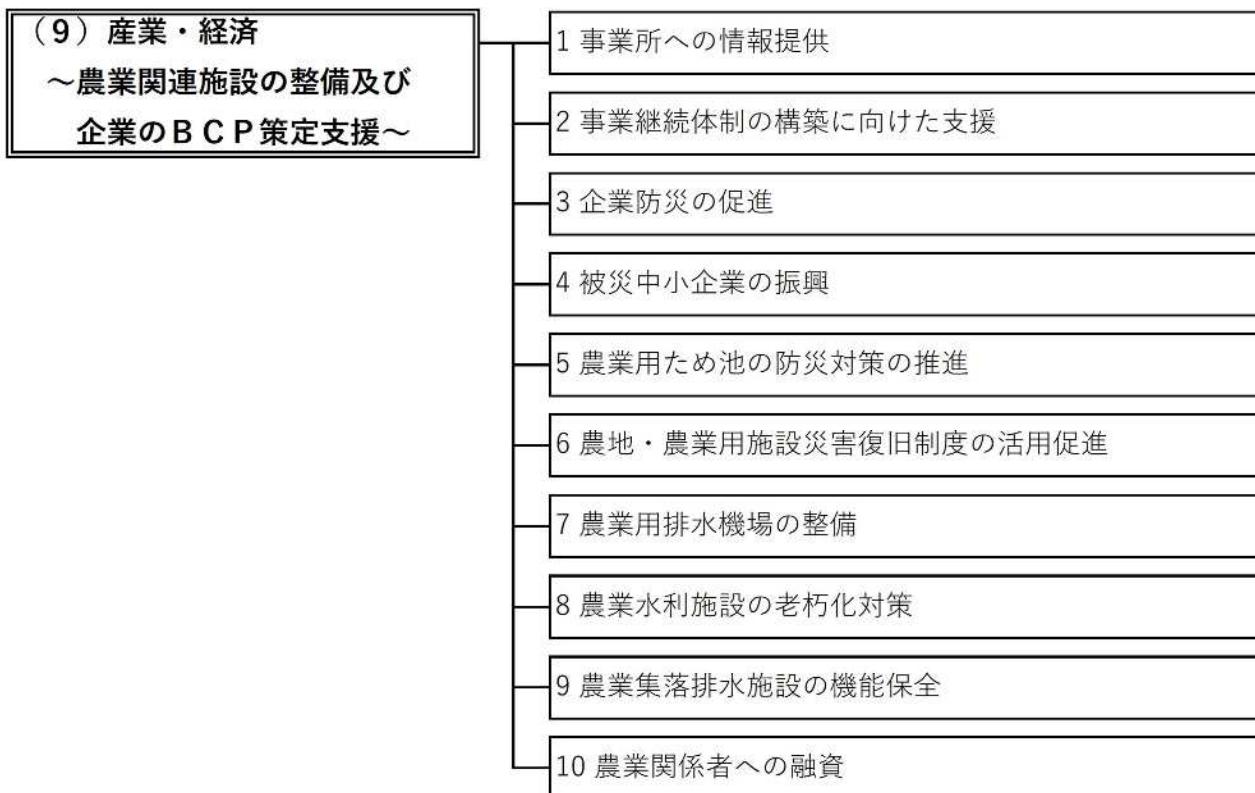
(7) 保健医療・福祉 ~医療救護体制確保及び要配慮者への支援~



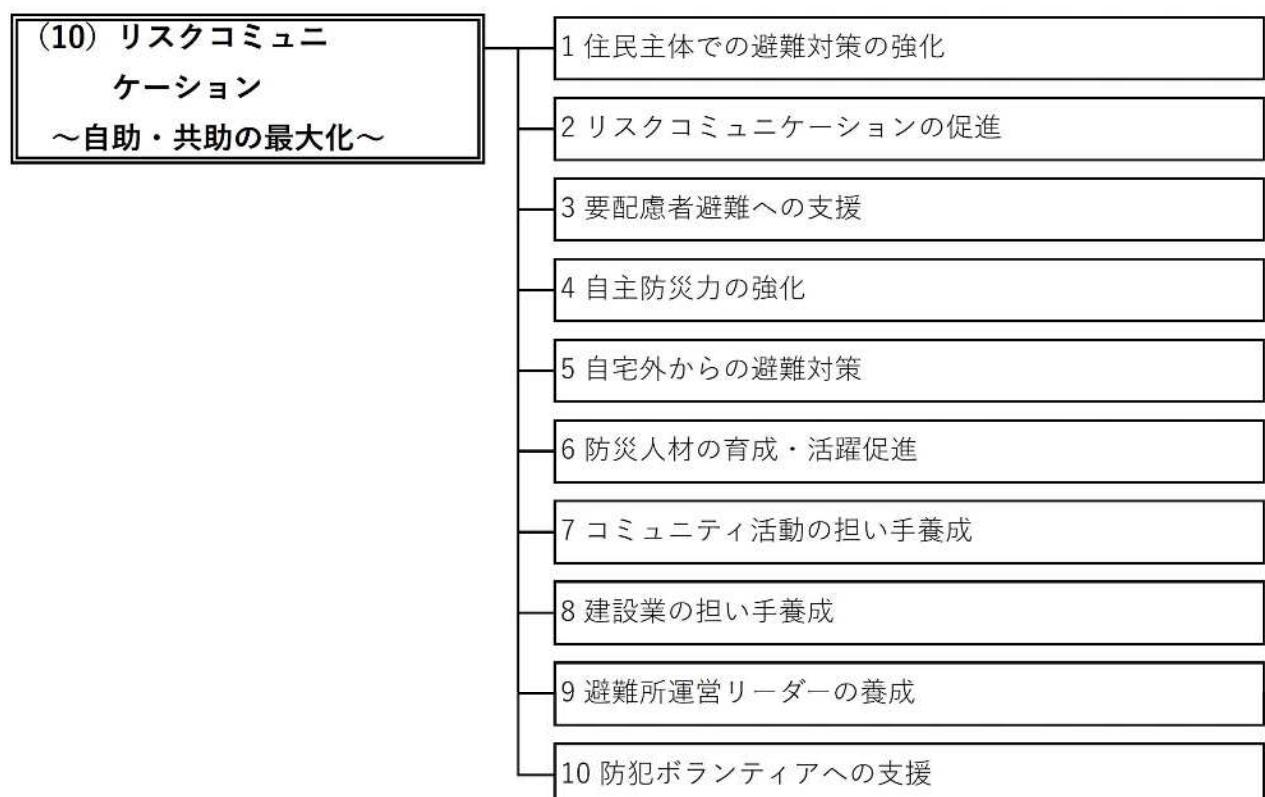
(8) 教育・文化 ~学校防災及び防災教育の推進~



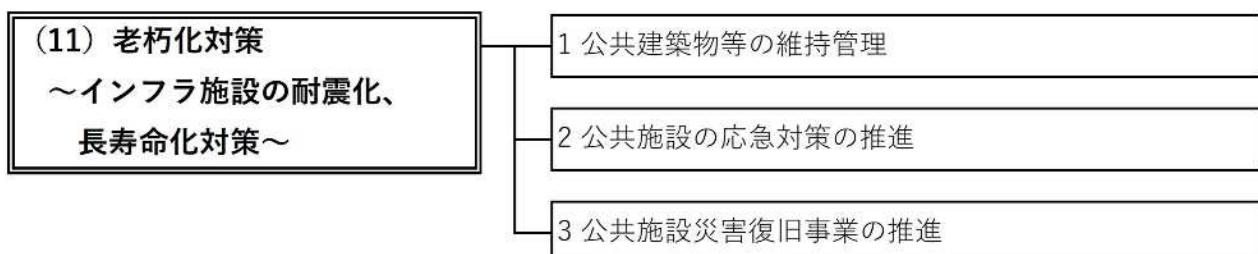
(9) 産業・経済 ~農業関連施設の整備及び企業の B C P 策定支援~



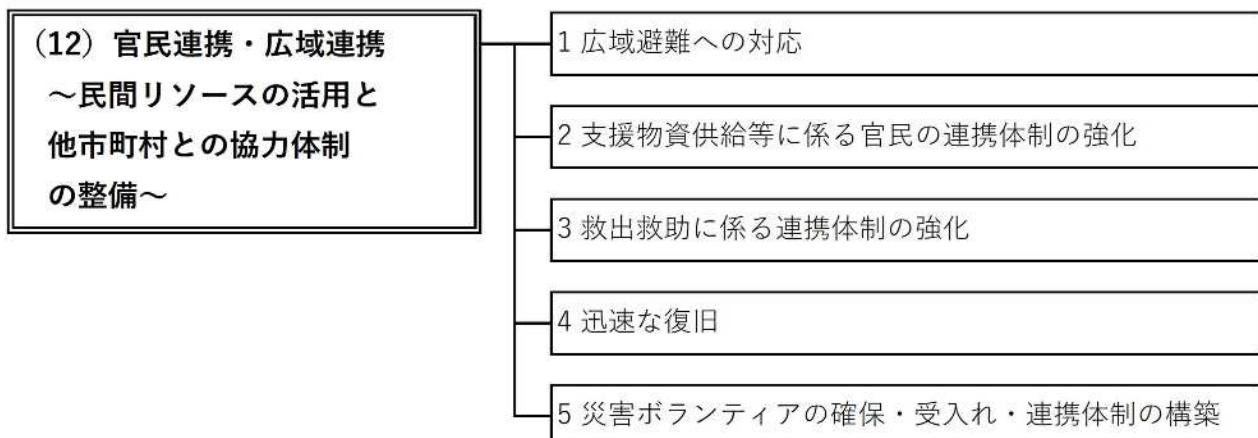
(10) リスクコミュニケーション ~自助・共助の底上げ~



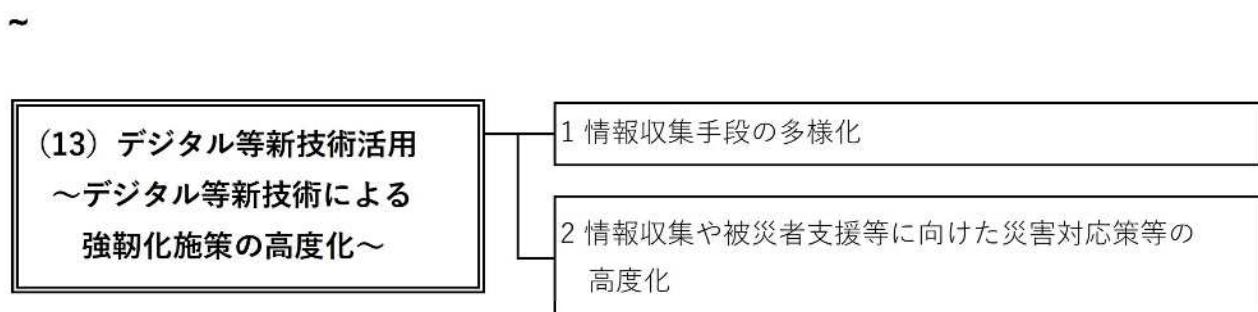
(11) 老朽化対策 ~インフラ施設の耐震化、長寿命化~



(12) 官民連携・広域連携～民間リソースの活用と他市町との協力体制の整備～



(13) デジタル等新技術活用 ~デジタル等新技術による強靭化施策の高度化~



第6章 計画の推進

1 施策の重点化

- ・限られた資源で効率的・効果的に本市の強靭化対策を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。
- ・本計画では、施策項目単位で各リスクの影響の大きさ、重要性、緊急性等から重点化と優先順位付けを行い、重点化すべき対応方策を設定した。これにより、毎年度の予算編成や国・県への施策提案に反映することとする。
- ・なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

2 計画の見直し

- ・本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国・県の国土強靭化施策の進捗状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。
- ・ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。
- ・地域防災計画など国土強靭化に係る本市の関連計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

【重点化施策項目】

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
(1) 行政機能	<p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点の確保・整備 ・災害時職員行動マニュアル（地震編・水害編）の策定 ・情報伝達手段の耐災害性の強化（電源喪失対応、エリアメール等） <p>【消防・水防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防力の強化 <p>(常備消防・消防団、消防水利の整備)</p>	<p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続体制、バックアップ、非常時通信の整備 ・職員の移動手段の確保 ・被災住宅への支援（被害認定、罹災証明発行、制度の適用等） ・災害物資受援計画の整備 <p>【消防・水防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助に必要な資機材の備蓄 ・地域防災力の向上 <p>【情報伝達】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民への情報伝達の強化 ・外国人に対する情報提供 ・長期停電時の対応強化 <p>【備蓄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災備蓄の充実 ・非常用電源と燃料備蓄 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受援計画の策定 ・渇水対応タイムラインの作成 ・災害廃棄物処理計画 ・公共交通機関との連携強化
(2) 地域保全	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的治水対策 ・排水機場の能力強化・維持管理・改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・樋門など河川管理施設の維持管理・改修 ・下水道施設による雨水施設整備
(3) 交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> ・救助・救急活動に必要な道路の確保 ・道路通行情報の提供 ・橋梁の整備・点検、耐震化、長寿命化修繕 ・交通結節点への連絡強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援ルートの確保 ・道路の維持管理 ・道路啓開体制 ・負傷者等の搬送手段の確保 ・避難経路の確保
(4) 住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化の促進 ・ＪＲ穂積駅周辺市街地の整備の促進 ・防火対策の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地の面的整備 ・避難所の防災機能・生活環境の向上 ・応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給 ・被災住宅への支援

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
	<ul style="list-style-type: none"> ・空家対策の推進 ・通行障害物対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物の耐震化促進 ・雨水及び地下水の有効活用 ・地籍調査の実施 ・被災動物の救援
(5) ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の耐震化、老朽化対策の推進 ・下水道施設の機能保全対策の推進 ・ガス管の耐震化 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木対策 ・避難施設の通信手段の確保 ・無電柱化の推進
(6) 衛生環境	・河川流出ごみの撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物仮置き場候補の選定 ・ごみ、し尿等の衛生処理施設の計画的な維持管理・更新 ・有害物質対策
(7) 保健医療・福祉	・避難所運営マニュアルの更新	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者支援の推進 ・要配慮者利用施設での備蓄等の支援 ・医療・福祉施設の災害対応マニュアル等の整備促進 ・避難所における健康管理体制の整備 ・福祉避難所運営マニュアルの整備、訓練の実施 ・大規模火災時の対応
(8) 教育・文化	・学校における防災対応 (避難訓練、防災教育等)	・学校における防火対策
(9) 産業・経済		<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への情報提供 ・業務継続計画(BCP)等の策定支援 ・多面的機能の維持管理
(10) リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体での避難対策の強化 ・リスクコミュニケーションの促進 ・自主防災力の強化 ・自主防災組織の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者支援の取組 ・自宅外からの避難対策 ・防災人材の育成 ・避難所運営リーダーの養成 ・防犯ボランティアへの支援 ・外国人の防災リーダーの育成 ・学校における防災教育の推進
(11) 老朽化対策	・上水道施設の耐震化、老朽化対策の推進(再掲)	・下水道施設整備の早期概成と接続促進

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
	・公共施設等の維持管理	・私立保育施設の整備支援を行うとともに、保育施設の認定こども園化による老朽化対策の推進
(12) 官民連携・広域連携		・広域避難への対応 ・支援物資の供給体制の強化 ・迅速な復旧 ・災害ボランティアの確保
(13) デジタル等新技術活用		・情報収集手段の多様化 ・情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化

※施策項目として記載し、具体的取組を包含している。